

# 飯田市 I C T 産業立地事業補助金

新たに飯市内に I C T 産業関連事業所を開設する企業を  
対象とした補助金制度を創設

※長野県産業立地補助金認定者は上乘せ補助！

令和 5 年 7 月  
スタート

## 賃借料を 3 年間補助・建物改修費を最大 50 万円(1/2)補助

### 補助対象の条件 (①～③の条件を満たすこと)

①市内に新たに設置した事業所において I C T 活用サービス業等を行う企業

情報サービス業

インターネット  
附随サービス業

②創業後 3 年以上経過していること

③市内に事業所を新設後、飯田・下伊那郡に  
住所を有する従業員を 3 名以上雇用すること



### 対象経費 (補助率・上限額)

賃借料	1 / 2 (年 5 0 0 万円)	・ 事業所の建物の賃借料
改修費 (一回限り)	1 / 2 (最大 5 0 万円)	・ 事業所の建物を賃借する場合に必要となる建物の改修に要する経費

※ 土地取得・賃貸借費用及び固定資産税補助 (土地・機械装置) は、  
飯田市企業立地促進事業補助金で補助！

お問い合わせ・申請書送付先▶飯田市 産業経済部 工業課 企業立地係

〒395-0001 長野県飯田市座光寺3349-1 エス・バード内

電話：0265-22-5644 メール：kougyou@city.iida.nagano.jp

## 申請書類 ※提出前までにまずは工業課へご相談ください

### 1 飯田市へのICT産業関連事業所開設への支援

- ① 事前協議→②変更協議（必要な場合のみ）→③交付申請→④交付決定→  
⑤実績報告→⑥確定→⑦請求→⑧支払い

提出時期	提出書類
事業 着手前	事前協議書・事業計画書 ※指定様式
	会社概要資料（パンフレット等）
	[改修がある場合]建物改修工事見積書の写し
	[改修がある場合]物件改修設計図面又は物件の見取り図 ※各部屋の用途、改修計画等を記載
事業完了後	交付申請書、実績報告書・事業報告書 ※指定様式
	【法人】登記事項証明書
	【個人】身分を証明する書類の写し
	賃貸契約書の写し ※長期で契約を予定していることが分かること
	雇用保険被保険者数が確認できる書類 (ハローワーク発行「事業所台帳異動状況照会」または 「事業所別被保険者台帳照会（取得・喪失日が分かるもの）」等)
	[改修がある場合]物件改修契約書、領収書の写し
	[改修がある場合]改修工事前後の写真
交付請求書	
交付後	開設後3年間は、1年ごとに飯田市よりヒアリングを行います。

※申請書類はウェブサイトからダウンロード、または飯田市工業課にお問い合わせください。

※土地取得・賃貸借及び固定資産税(土地・機械装置)補助金は飯田市工業課へお問い合わせください。